

「くるカメ出張講座」受講者募集

ごみの減量への理解を深め関心を高めるため、「くるカメ出張講座」の受講者を募集します。「くるくるカメくん」をはじめとしたオリジナルキャラクターが登場するごみ減量啓発冊子やアニメーションDVD（子ども向け・一般向けの2種類）、ごみ減量かるたなどを用いて、小金井市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説します。受講日時や講義内容などについてのご相談をお受けしますので、ぜひ、ご利用ください。



出張講座の様子



対象	市内在住・在勤・在学の方	
内容	▷ 小金井市のごみの現状について	▷ ごみ処理の行方
	▷ 小金井市のごみ分別について	▷ 3Rについて
教材	▷ ごみ減量啓発冊子	▷ ごみの分別啓発ちらし
	▷ アニメーションDVD 2種類	
	① 子ども向けごみ減量啓発アニメーション「くるカメ大作戦」 ② ごみの分別方法の解説アニメーション「ようこそ！小金井市へ ごみの出し方」 ▷ ごみ減量かるた	

申込 電話または直接、ごみ対策課清掃係（市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9835）へ。

集団回収にご参加ください

市では、さらなる地域のコミュニティ活動の活性化をめざし、地域住民の皆さんによる集団回収を奨励しています。

すでに多くの団体が、市内各所で集団回収を行っています。ごみの減量と限りある資源の有効利用を図るため、身近なリサイクルとしての集団回収を、大いに活用してください。

また、「新たに集団回収を行いたい」「集団回収ってどんなことをするのか分からない」などといったご質問は、ごみ対策課にご相談ください。

集団回収実施団体の登録

新たに集団回収を開始する団体は、ごみ対策課窓口で集団回収実施団体として登録申請してください。登録は、随時受け付けています。

- ▷ 集団回収実施団体とは、自主的にごみの減量および資源の有効利用を図り、おおむね20世帯以上の参加がある営利を目的としない団体（自治会、老人クラブ、子ども会など）です。
- ▷ 回収量1kgにつき、10円の奨励金を交付します。
- ▷ 主な回収品目は、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、びん類、布類、アルミ缶・スチール缶などです。

問合せ ごみ対策課清掃係（市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9835）

リユース

リユース食器の貸し出しを実施しています

市では、お祭りやイベントなどで発生するごみ（使い捨て容器や割りばし）を減量するため、リユース食器（飲食用食器）の貸し出しを実施しています。

★リユース食器を使うとこんなメリットが★

- 1 会場内での使い捨てのお皿やカップなどのごみが減量できる
- 2 お祭りやイベントのイメージアップにつながる
- 3 イベントなどの経費が節約できる（試行期間のため無料です）

繰り返し使えるリユース食器を使用して、ごみの減量や環境に配慮したお祭りやイベントをめざしてみませんか。

貸出対象	市内に活動拠点のある町会・自治会・事業者・各種団体などが主催する市内でのイベント（少人数のイベントなども可能な限り対応いたしますのでご相談ください。）
貸出期間	イベント開催日前後各3日以内（土曜・日曜・祝日は含みません）

【食器の種類】 ※ 他のイベントで使用したものを再使用しています。



カップ大
（容量450ml・ポリプロピレン製）



カップ小
（容量280ml・ポリプロピレン製）



どんぶり
（直径14cm・ポリプロピレン製）



皿
（直径22cm・ポリプロピレン製）



はし
（木製）



スプーン
（ステンレス製）

問合せ ごみ対策課清掃係（☎042-387-9835）

ご利用の流れ

- ① 利用日の3か月前～原則1週間前までに利用申請書をごみ対策課（市役所第二庁舎4階）に提出してください。利用申請書は、ごみ対策課窓口またはホームページからダウンロードできます。なお、ご利用は申込順のため、希望に添えない場合があります。
- ② 申請後、ごみ対策課に印鑑を持参のうえ、リユース食器を受け取りに来ていただきます。
- ③ 利用後は宅配便（無料）にて、リユース食器ご利用日から3日以内に返却してください。

- ※ 食器を使用した後は、水洗いまたは軽くふき取って返却してください。
- ※ イベントなどでのリユース食器の有効な使い方について、不明な点がございましたら市からアドバイスいたします。
- ※ 食器を紛失・破損した際は弁償金がかかりますので、ご注意ください。

リユース

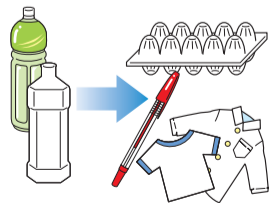
小金井発 資源物のゆくえ

市では、日ごろからごみの減量・資源化の推進へのご理解・ご協力を市民の皆さんや事業所の方々にお願いしています。皆さんに分別していただいた資源物が、市で回収後、どのようなものにリユース、リサイクルされているのか、主なものをご紹介します。

※ 下記は平成27年12月時点の状況です。内容は今後変更する場合があります。

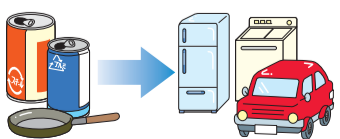
● ペットボトル

市直営の資源物処理場で選別後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じ、リサイクルを行う業者に引き渡され、たまごパック、ボールペン、衣類、市ボランティア袋などにリサイクルされています。



● 空き缶・金属

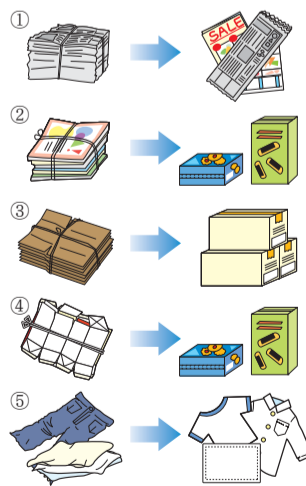
アルミ缶やスチール缶、金属は市直営の資源物処理場で選別後、民間処理施設で、アルミ缶やスチール缶は自動車部品、機械部品などに、金属は建築材料などにリサイクルされています。



● 古紙・布

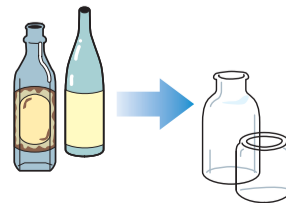
民間処理施設で、一例として次のようにリユース、リサイクルされています。

- ① 新聞紙→新聞、ちらし
- ② 雑誌・ざつがみ→お菓子の箱
- ③ 段ボール→段ボール
- ④ 紙パック→お菓子の箱
- ⑤ 布→海外などで再使用、ウエス（工業用ぞうきん）、反毛材料



● びん

民間処理施設で、繰り返し使用できるびんは洗浄し、傷などをチェックした後、再使用します。その他のびんは原料まで戻し、新たなびんなどにリサイクルされています。



家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）をご利用の方へ

市では、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）をご利用の方に、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）を実施しています。家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）のうち、生ごみを80度未満の温度で殺菌処理する温風式については、生成物の乾燥が不十分であるため、堆肥化に適さないことが判明しています。平成28年度から、上記の機器を新規で購入された方は、生ごみ乾燥物の戸別回収の対象となりませんので、お知らせします。

資源物の持ち去り行為を禁止

「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」が、古紙などの資源物を持ち去る行為を禁止する内容で、平成28年4月1日に施行されます。これは、市の回収や集団回収で、資源物を排出した人の意図しない者による古紙などの持ち去り行為を禁止するものです。持ち去り行為が発生しにくいまちづくりをめざし、市民や事業者の皆さんに情報を発信しますので、ご協力をお願いします。